

# 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 サービス利用契約および重要事項説明

下記の枠内に記載の契約者と事業者とは、契約者が事業者から提供される地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービス利用契約約款のとおり契約を締結します。

契約にあたり、事業者は契約者に対して重要事項説明書に基づき説明を行い、契約者は重要事項の説明を受けました。

契約者と事業者とは、この契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が署名押印のうえ、各1通ずつ保有するものとします。

－記－

重要事項説明年月日	年 月 日
契約締結年月日	年 月 日
個人情報使用同意年月日	年 月 日

事業者	法人名	社会福祉法人ヘルプ協会
	所在地	兵庫県伊丹市北園1丁目19番1
	代表者名	理事長 田中喜代子 印
	事業所名	特別養護老人ホームぐろ～りあ
	所在地	兵庫県伊丹市北園1丁目19番1
	管理者	管理者 野村法男 印
	指定番号	介護保険 第2893300281号
	重要事項説明者	

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスの利用にあたり、サービス利用契約約款及び重要事項説明書について、説明を受け、内容を確認し、個人情報の利用目的の範囲内で個人情報使用同意書及び暴力団等反社会的勢力の排除についての説明を受け、記載の事項について同意いたしました。

契約者（利用者）

住 所			
氏 名			

利用者家族代表

住 所			
氏 名		続 柄	
電 話			

身元引受人（１）

住 所			
氏 名		続 柄	
電 話			

身元引受人（２）

住 所			
氏 名		続 柄	
電 話			

署名代行者

契約者（利用者）は署名が出来ないため、契約者本人の意思を確認の上、私が契約者に代わって、その署名を代行します。

	利用者家族代表及び身元引受人（ ）が署名代行者の為、省略		
住 所			
氏 名		続 柄	

**\* オプション条項 \* 第28条 (契約当事者の変更/代理人) 関係**

契約者は、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、契約者の家族である下記の者を代理人と定め、本契約書における契約者の権利義務にかかわる事務処理などについて、これを委任することにあらかじめ同意する場合は、署名を願います。			
住 所			
氏 名		続 柄	
電 話			
区 分	法定代理人 ( )	任意代理人 ( )	

**契約者 (利用者) が指定する緊急連絡先**

事故が発生した場合には、契約者の家族に対し、速やかに状況を報告、説明し、その被害防止を図るなど必要な措置を講じます。			
主治医	名 称		
	医師名		
	住 所		
	電 話		
第1連絡 家 族 親 族	利用者家族代表及び身元引受人 ( ) が第1緊急連絡先の為、省略		
	氏 名		続 柄
	電 話		
第2連絡 家 族 親 族	身元引受人 ( ) が第2緊急連絡先の為、省略		
	氏 名		続 柄
	電 話		

# 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 サービス利用契約約款

## 第一章 総 則

### 第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨にしたがい、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共同施設等を使用させるとともに、第3条及び第4条に定める地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスの内容（ケアプランを含む）は、別紙「施設サービス計画書」に定めるとおりとします。但し、事業者は施設サービス計画が作成されるまでの間、契約者の能力に応じて、適切な介護サービスを提供します。
- 3 利用者は、第15条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

### 第2条（施設サービス計画の決定・変更）

- 1 事業者は、介護支援専門員に第1条第2項に定める施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- 2 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、契約者及びその家族に対して説明し、同意を得た上で決定します。
- 3 事業者は、要介護認定有効期間に1回、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要性の有無を調整させ、その結果、施設サービス計画の変更が必要であると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。
- 4 事業者は、施設サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

### 第3条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、特別養護老人ホームぐろ～りあ（以下ホーム）において、契約者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、栄養管理、口腔衛生管理、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

### 第4条（介護保険給付対象外のサービス）

- 1 事業者は契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。
  - (1) 契約者が使用する居室の提供
  - (2) 契約者の食事の提供
  - (3) 契約者が選定する特別な居室の提供

- (4) 契約者が選定する特別な食事の提供  
(必要栄養のための特別な食事は介護保険給付対象サービスとする)
  - (5) 契約者に対する理美容サービス
  - (6) 別に定めるところ(重要事項説明書に記載)にしたがって行う契約者からの貴重品の管理
  - (7) 事業者から特に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事
- 2 前項の他、事業者は、契約者の日常生活において通常必要となるものに係るサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
  - 3 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
  - 4 事業者は第1項及び第2項に定める各種サービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

### 第5条(運営規程の遵守)

- 1 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、契約者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。
- 2 事業者は、運営規程を遵守するものとします。

## 第二章 サービスの利用と料金の支払い

### 第6条(サービス利用料金の支払い)

- 1 契約者は、要介護度に応じて第3条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分：介護保険被保険者証、介護保険負担割合証に記載された利用者負担割合に応じた額)を事業者に支払うものとします。  
但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金全額を一度支払うものとします。(要介護認定後、自己負担分を除く金額を介護保険から払い戻す手続きを取っていただきます(償還払い))。
- 2 第4条に定めるサービスについて、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
- 3 前項の他、契約者は、居住費、食費及び契約者の日常生活上必要となる諸費用実費(おむつ代を除く)を事業者に支払うものとします。
- 4 事業者は、前3項に定めるサービス利用料金を月末締にて1か月毎に計算し、契約者に対して請求書を交付します。契約者は、これを翌月末日までに支払うものとします。
- 5 1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

## 第7条（利用料金の変更）

- 1 前条第1項に定めるサービス利用料金について、関係法令の改正等により介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。なお、変更した場合は、その旨を記載した文書を利用者に通知するものとします。
- 2 前条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金について、経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の1ヶ月前までに説明をしたうえで、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。但し、関係法令の改正にともなう変更の場合は、この限りではありません。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

## 第三章 事業者の義務

### 第8条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全に配慮するものとします。
- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の看護職員もしくは主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関と連携し、契約者からの聴取・確認のうえでサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、非常災害時に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
- 4 事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 5 事業者は、契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請の援助を行うものとします。
- 6 事業者は、契約者の請求に応じて施設サービスの提供についての記録を閲覧させ、複写物を交付するものとします。但し、この複写費用については、重要事項説明書記載のコピー代を徴収します。

### 第9条（守秘義務等）

- 1 事業者及びサービス従事者または従業員は、地域密着型介護老人施設入所者生活介護サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 事業者は、第19条に定める契約者の円滑な退所のための援助を行う場合に契約者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文章にて契約者の同意を得るものとします。

## 第四章 契約者及び利用者の義務

### 第10条（契約者の施設利用上の注意義務等）

- 1 契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内等に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 3 契約者は、ホームの施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

### 第11条（契約者の禁止行為）

契約者は、ホーム内で次の各号に該当する行為をしてはならないものとします。

- ・喫煙
- ・サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような行為、宗教活動、政治活動、営利活動などを行うこと
- ・その他決められた（※重要事項説明書もしくは事業所において定めた規則など）以外の物品の持ち込み

## 第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

### 第12条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第9条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。  
但し、契約者に故意又は過失が認められる場合に、契約者のおかれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときには損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。  
前項規定の賠償に相当する可能性がある場合は、利用者又は家族の方に当該保険の調査等の手続きにご協力いただく場合があります。

### 第13条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ次の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 1 契約者（その家族、身元引受人等も含む）が、契約締結に際し、その心身の状況及び

病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合

- 2 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- 3 契約者（その家族、身元引受人等も含む）の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- 4 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

#### **第14条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）**

- 1 事業者は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他事業者の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。
- 2 前項の場合に、事業者は、契約者に対して、既の実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。その際、1ヶ月に満たない期間のサービス利用料金の支払いについては、第6条第5項の規定を準用します。

## **第六章 契約の終了**

#### **第15条（契約の終了事由）**

- 1 契約者は、次の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
  - （1）契約者が死亡した場合
  - （2）要介護認定により契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合、及び要介護3以上の認定者でなくなり且つ特例入所対象者と保険者が判断しなかった場合。
  - （3）事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
  - （4）施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
  - （5）ホームが介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
  - （6）第16条から第18条に基づき本契約が解約又は解除された場合

#### **第16条（契約者からの中途解約）**

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 契約者は、第7条第3項の場合及び契約者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。
- 3 契約者が第1項の通知を行わずに、居室から退所した場合には、事業者は契約者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。



- 4 第6条第5項の規定は、本条に準用されます。

#### 第17条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が次の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 1 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを実施しない場合
- 2 事業者もしくはサービス従事者が第9条に定める守秘義務に違反した場合
- 3 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者及び利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 4 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

#### 第18条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が次の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 1 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 2 契約者による、第6条第1項から第4項に定めるサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、1ヶ月以上の期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 3 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は、契約者が著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 4 契約者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命・身体・健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、あるいは、契約者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 5 契約者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- 6 契約者が介護老人保健施設に入所した場合、もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

#### 第19条（契約の終了に伴う援助）

本契約が終了し、契約者がホームを退所する場合には、契約者の希望により、事業者は契約書の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行うものとします。

- 1 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 2 居宅介護支援事業者の紹介
- 3 その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

#### 第20条（契約者の入院に係る取り扱い）

- 1 契約者が病院又は診療所に入院した場合、3ヶ月以内に退院すれば退院後も再びホームに入所できるものとします。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。
- 2 入院期間中、居室を確保する場合は、入院期間中も引き続き当該居室の居住費を事業者を支払うものとします。但し、特定入所者サービス費の給付対象で負担限度額の減免を受けている場合には、入院期間中に居住費を支払う期間は国の定める期間内に限定されます。
- 3 契約者が3ヶ月を越えて入院が見込まれる場合に、事業者が契約を解除した場合であっても、3ヶ月以内に退院された時には、事業者は再びホームに入所できるように努めます。
- 4 契約者が病院又は診療所に入院した場合、入院した翌日から当該月6日間（当該入院が月をまたがる場合には最大で12日間）を限度に別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担）を事業者を支払うものとします。
- 5 事業者は、契約者の同意がある場合には、その入院期間中、当該居室を短期入所生活介護に活用することができます。この場合には、契約者は第2項及び第4項の利用料金（居住費及び自己負担額）を支払う必要はありません。

## 第21条（施設外での受診）

契約者が、囑託医師、協力医院の指導ではなく、ご自身の希望で他の医療機関を受診する場合は、ご家族でお願い致します。また、診察結果、処方薬などは職員にお知らせ下さい。

## 第22条（居室の明け渡しー精算ー）

- 1 契約者は、第15条第2項から第6項により本契約が終了した場合において、契約者は、利用者に対してすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第10条第3項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡すものとします。
- 2 契約者は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金（重要事項説明書に定める）を事業者に対し支払うものとします。
- 3 契約者が、第19条第1項に定める援助を希望する場合には、援助が完了するまでは居室を明け渡す義務及び前項の料金支払い義務を負いません。但し、事業者が援助を完了した時には、契約者は直ちに居室を明け渡し、かつ、前項の所定の利用料金を直ちに支払う義務を負うこととなります。なお、この場合には、実際の退所までの間に介護保険給付のあった時には、この給付金額を控除した残額を契約者に負担していただきます。
- 4 第1項の場合に、1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については第6条第5項を準用します。

## 第23条（身元引受人）

- 1 身元引受人は、本契約に基づく契約者の事業者に対する一切の債務につき、契約者と連帯してその履行の責任を負います。
- 2 身元引受人は、前項の責任のほか、次に定める責任を負います。
  - ・ 契約者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院申込、費用負担などその入院手続きを円滑に遂行すること。
  - ・ 本契約が終了した場合に、事業者と協力して契約者の状態に応じた受入先を確保すること。
  - ・ 契約者が死亡した場合、その他契約が終了した場合に速やかに遺体及び残置物（居室内に残置する日用品や身の回り品等であり、高価品は除く）の引き取りなどを必要な処理を行うこと。
- 3 事業者は、契約者が入院を必要とする場合並びに本契約が終了した場合、身元引受人にその旨を連絡するものとします。
- 4 契約者は、社会通念上、身元引受人を立てることが出来ないと認められる相当な理由がある場合には、これを立てないことができます。
- 5 事業者は、契約者に身元引受人などがいない場合において、本契約終了後に残置物その他の処理を行う必要がある場合には、自己の費用で契約者の残置物を処分できるものとします。その費用については、契約者からの預かり金等自己の管理下にある金銭がある場合には、その金銭と相殺できるものとします。
- 6 契約者は、身元引受人が本契約存続中に死亡もしくは破産した場合には、新たに身元引受人を立てるように努めます。
- 7 事業者は、身元引受人から希望がある場合には、利用料金の変更、施設サービス計画の変更等があった時には、これを通知することといたします。

## 第24条（一時外泊）

- 1 契約者は、事業者の同意を得た上で、原則として1ヶ月に連続7泊（月にまたがる場合は、最大連続12泊）を限度として、ホーム外で宿泊することができるものとします。この場合、契約者は外泊開始日の2日前までに事業者に届け出るものとします。緊急やむを得ない場合の届出はこの限りではありません。
- 2 前項に定める宿泊期間中において、契約者は居住費及び重要事項説明書に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者に支払うものとします。

## 第七章 その他

### 第25条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける受付担当者及び苦情解決責任者等を選任して、適切に対応するものとします。

### 第26条（暴力団等反社会的勢力の排除）

契約者は事業者に対し、本件契約時において、契約者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 契約者は、事業者が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。

### 第27条（暴力団等反社会勢力の契約の解除等）

事業者は、契約者が暴力団等反社会的勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく、本件契約を解除することができる。

- 2 事業者が、前項の規定により、個別契約を解除した場合には、事業者はこれによる契約者の損害を賠償する責を負わない。
- 3 第1項の規定により事業者が本件契約を解除した場合には、契約者から事業者に対する損害賠償請求はできない。

### 第28条（人権擁護及び虐待防止に関する事項）

事業者は、契約者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護及び虐待の防止に関する責任者の選定

虐待防止に関する責任者	施設長 竹下 千晴
-------------	-----------

- (2) 人権の擁護及び虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (3) 成年後見制度を活用した権利擁護の利用支援
- (4) 契約者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (5) その他人権の擁護及び虐待防止のために必要な措置

事業者は、そのサービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（契約者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる契約者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

### 第29条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は、契約者と誠意をもって協議するものとします。

以上

# 暴力団等反社会的勢力の排除及び 契約の解除等に関する確約書

私は、次の①の各号のいずれかに該当し、若しくは②の各号のいずれかに該当する行為をし、又は①に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、この契約が解除されても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合は、一切私の責任とします。

① 本件取引に際し、現在次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。

ア 暴力団

イ 暴力団員

ウ 暴力団関係者

エ 総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等

オ その他前各号に準ずる者

② 自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

ア 暴力的な要求行為

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて貴法人の信用を毀損し、又は貴法人の業

ああ務を妨害する行為

オ その他前各号に準ずる行為

以 上

# 個人情報保護に関する基本方針

社会福祉法人ヘルプ協会（以下、「法人」という。）は、利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務と考えます。

当法人が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることをここに宣言します。

## 記

### 1. 個人情報の適切な取得、管理、利用、開示、委託

- ① 個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知または公表し、その範囲内で利用します。
- ② 個人情報の取得・利用・第三者提供に当たり、本人の同意を得ることとします。
- ③ 法人が委託をする医療・介護関係事業者は、業務の委託に当たり、個人情報保護法とガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ秘密保持契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督をします。

### 2. 個人情報の安全性確保の措置

- ① 法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報に関する規則類を整備し、必要な教育を継続的に行います。
- ② 個人情報への不正アクセス、個人情報の漏洩、滅失、または毀損の予防及び是正のため、法人内において規則類を整備し、安全対策に努めます。

### 3. 個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等への対応

法人は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等の申し出がある場合には、速やかに対応します。これらを希望される場合には、個人情報相談窓口（電話：072-777-0765）までお問い合わせください。

### 4. 苦情の対応処理

法人は、個人情報取扱いに関する苦情に対し、適切かつ迅速な対応に努めます。

なお、この個人情報保護に関する基本方針は、当法人のホームページ

(<http://helkoyo.com/>)で公表するとともに、要望に応じて紙面にて公表いたします。

2022年6月24日

社会福祉法人ヘルプ協会  
理事長 田中喜代子

# 個人情報利用目的

社会福祉法人ヘルプ協会では、個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報保護に関する基本方針」の下、ここに利用者の個人情報の「利用目的」を公表します。

## 【利用者への介護サービスまたは障害福祉サービスの提供に必要な利用目的】

1. 法人の事業所内部での利用目的
  - ① 事業所が利用者等に提供する介護サービスまたは障害福祉サービス
  - ② 介護保険事務または支援費事務
  - ③ 介護サービスまたは障害福祉サービスの利用にかかる事業所の管理運営業務のうち次のもの
    - ・入退所等の管理
    - ・会計、経理
    - ・介護事故、緊急時等の報告
    - ・当該利用者の介護・医療・障害福祉サービスの向上
2. 他の介護事業者等または障害福祉サービス事業者等への情報提供を伴う利用目的
  - ① 事業所が利用者等に提供する介護サービスまたは障害福祉サービスのうち
    - ・その他の業務委託
    - ・利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
    - ・家族等への心身の状況説明
  - ② 介護保険事務または支援費事務のうち
    - ・保険事務または支援費事務の委託（一部委託を含む）
    - ・審査支払い機関へのレセプトの提出
    - ・審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
  - ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

## 【上記以外の利用目的】

1. 法人の事業所内部での利用に係る利用目的
  - ① 事業所の管理運営業務のうち次のもの
    - ・介護サービスや障害福祉サービス、業務の維持・改善の基礎資料
    - ・事業所等において行われる学生等の実習への協力
    - ・事業所において行われる事例研究等
2. 他の事業者等への情報提供に係る利用目的
  - ① 事業所の管理業務のうち
    - ・外部監査機関、評価機関等への情報提供

なお、あらかじめ利用者本人の同意を得ずに、利用目的の必要な範囲を越えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

2022年6月24日

社会福祉法人ヘルプ協会  
理事長 田中喜代子

# 個人情報使用同意書

契約者署名（本書 2 ページ）

家族代表者署名（本書 2 ページ）

私（契約者）およびその家族等の個人情報については、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービス契約における機密保持に関し、下記の場合にその必要とする範囲内で使用することに同意します。

## 記

1. 事業者が介護保険法に関する法令に従い、契約者のサービス計画に基づくサービス等を円滑に実施するため行うサービス担当者会議等において使用する場合。
2. 私（契約者）が入院等医療機関で受診するときに医療機関に対し、個人情報を使用する場合。
3. 事業者が契約終了によって契約者を他の施設へ紹介するなどの援助を行うに際し必要な個人情報を使用する場合。
4. その他、本書 15 ページ記載の「個人情報の利用目的」に記載する範囲内で個人情報を使用する場合

以上

社会福祉法人ヘルプ協会  
特別養護老人ホームぐろ～りあ 御中



# 特別養護老人ホームぐろ～りあ

## 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービス 重要事項説明書

当事業所は、ご契約者に対して地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを提供します。当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを、次の通り説明します。

### 1. 事業者

法人名	社会福祉法人ヘルプ協会	
法人所在地	兵庫県伊丹市北園1丁目19番1	〒664-0891
電話番号	072-777-0765	
FAX番号	072-777-0704	
ホームページ	<a href="http://helkyo.com/">http://helkyo.com/</a>	
メールアドレス	gloria@helkyo.or.jp	
代表者名	理事長 田中 喜代子	
設立年月日	1999年12月8日	

### 2. 事業所

#### 2-1 事業所の概要

建物の構造	鉄骨造4階建、3・4階部分
建物の用途	老人福祉施設
建物の延床面積	1607.92平方メートル

居室	室数	備品・設備
居室 (従来型個室)	20室	ベッド、キャビネット、照明、洗面台 ナースコール、エアコン

#### 居室別料金表（1日あたりの料金）

居室	居住費
従来型個室	1,171円

#### 2-2 事業所の説明

施設の名称	特別養護老人ホームぐろ～りあ
サービスの種類	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
指定年月日	2016年8月1日
指定番号	第2893300281号

開設年月日	2016年 8月 1日
施設の所在地	兵庫県伊丹市北園1丁目19番1 ㊦664-0891
公共交通機関	(伊丹市バス、阪急バス) 辻村バス停下車徒歩1分
電話番号	072-777-0573 (直通)
FAX番号	072-777-7040 (直通)
ホームページ	<a href="http://helkyo.com/">http://helkyo.com/</a>
メールアドレス	gloria.ch@helkyo.or.jp
管理者名	野村法男

## 2-3 事業所が行っている他の事業

特別養護老人ホームぐろ～りあでは、ほかに短期入所事業を行っています。  
また、「在宅複合型施設ぐろ～りあ」では、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業の外、通所介護事業、訪問介護事業、居宅介護支援事業、地域包括支援センター、特定相談支援事業を同一建物内で行っています。

## 2-4 利用定員

定員数	20名
-----	-----

## 3. 施設利用対象者

### 3-1

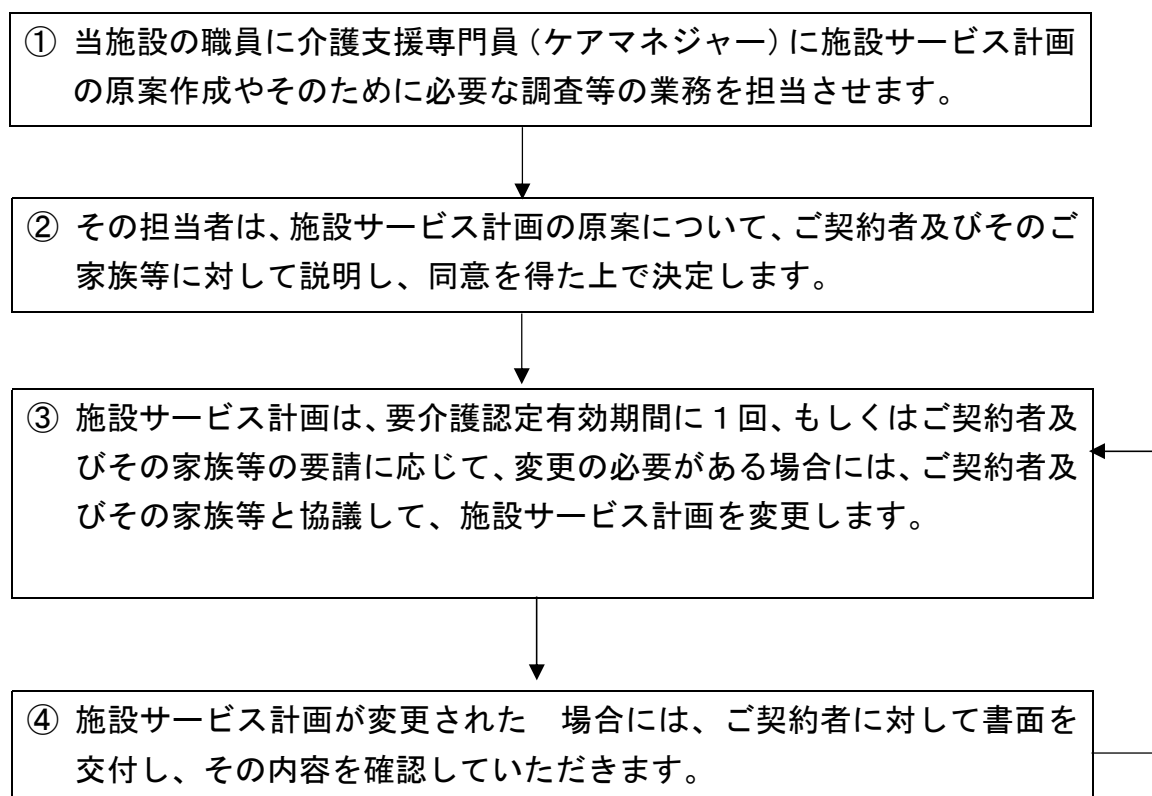
当施設に入所できるのは、伊丹市に在住で、介護保険制度における要介護認定の結果、特例入所対象者と保険者が判断した場合を除き、原則として「要介護3」以上と認定された方が対象となります。また、入所時において「要介護3」以上の認定を受けておられる入所者であって、将来「要介護3」以上の認定者でなくなり且つ特例入所対象者と保険者が判断しなかった場合には、退所していただくこととなります。

### 3-2

入居契約の締結前に、感染症等に関する健康診断を受け、その診断書を提出していただきます。(緊急の場合は後日)

## 4. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通りおこないます。



## 5. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを提供する職員として、次の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	職員数	指定基準
施設長（管理者）	1名	1名
生活相談員	1名	1名
介護職員	7名（常勤換算）以上	7名（常勤換算）
看護職員	1名（常勤換算）以上	1名（常勤換算）
機能訓練指導員	1名	1名
介護支援専門員	1名	1名
医師（嘱託）内科	1名	必要数
管理栄養士	1名	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数字です。（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 医師（嘱託）	毎週1日・水曜日 13:00～15:00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝：07:00～16:00 2名 日中：08:30～17:30 1名 遅出：10:45～19:45 2名 夜間：17:00～01:00 2名 明け：01:00～09:00 2名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中：08:30～17:30 1名
4. 機能訓練指導員	日中：08:30～17:30 1名

※日曜日は上記と異なります。

<配置要員の職種>

※配置人数は併設、短期入所生活介護事業所の職員配置人数も含まれます。

生活相談員	ご契約者やご家族等からの日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
介護職員	ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
看護職員	主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
機能訓練指導員	ご契約者の機能訓練を担当します。
介護支援専門員	ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
嘱託医師	ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

## 6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。  
施設が提供するサービスについて、利用料金が介護保険から給付されない場合、利用料金の全額をご契約者に負担していただく場合があります。

### 6-1 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付され ます。但し、一定以上の収入がある場合は、7割～8割の給付になります。 介護保険負担割合証を確認させていただきます。
--

#### <サービスの概要>

食事	・当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
入浴	・入浴又は清拭を週2回以上行います。寝たきりの場合でも機械浴槽を使用して入浴していただくことができます。
排泄	・排泄の自立を促すため、ご契約者の残存能力を最大限活用した援助を行います。
機能訓練	・看護職員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能の回復、またはその減退を防止するための訓練を実施します。
健康管理	・医師や看護職員が健康管理を行います。
その他自立への支援	・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、定期的に着替えを行うよう配慮します。 ・清潔で快適な生活がおくれるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
レクリエーション	・ご契約者が主体的に取り組み、楽しさ、喜びが感じられるようなレクリエーションを、常に心がけています。
栄養管理	栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を行います。
口腔衛生の管理	入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行います。

## サービス利用料金表（1日当たり）

### 1割負担の場合

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. ご契約者のサービス 利用料金	6,270円	7,011円	7,785円	8,537円	9,269円
2. うち、介護保険から 給付される金額	5,643円	6,310円	7,006円	7,683円	8,342円
3. サービス利用に係る 自己負担額（1-2）	627円	701円	779円	854円	927円
4. 居住費	1,231円	1,231円	1,231円	1,231円	1,231円
5. 食費	1,750円	1,750円	1,750円	1,750円	1,750円
6. 自己負担額合計 （3+4+5）	3,608円	3,682円	3,760円	3,835円	3,981円

### 2割負担の場合

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. ご契約者のサービス 利用料金	6,270円	7,011円	7,785円	8,537円	9,269円
2. うち、介護保険から給 付される金額	5,016円	5,609円	6,227円	6,829円	7,415円
3. サービス利用に係る 自己負担額（1-2）	1,254円	1,402円	1,558円	1,708円	1,854円
4. 居住費	1,231円	1,231円	1,231円	1,231円	1,231円
5. 食費	1,750円	1,750円	1,750円	1,750円	1,750円
6. 自己負担額合計 （3+4+5）	4,235円	4,383円	4,539円	4,689円	4,835円

### 3割負担の場合

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. ご契約者のサービス 利用料金	6,270円	7,011円	7,785円	8,537円	9,269円
2. うち、介護保険から 給付される金額	4,389円	4,908円	5,448円	5,975円	6,488円
3. サービス利用に係る 自己負担額（1-2）	1,881円	2,103円	2,337円	2,562円	2,781円
4. 居住費	1,231円	1,231円	1,231円	1,231円	1,231円
5. 食費	1,750円	1,750円	1,750円	1,750円	1,750円
6. 自己負担額合計 （3+4+5）	4,862円	5,084円	5,318円	5,543円	5,762円

注1) 上記表の要介護度別サービス利用料金とは別に  
 日常生活継続支援加算（Ⅰ）、夜勤職員配置加算（Ⅰ）イ、  
 看護体制加算（Ⅱ）イ、栄養マネジメント強化加算、  
 排せつ支援加算（Ⅰ）、褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）、  
 口腔衛生管理体制加算（Ⅱ）、ADL維持等加算（Ⅱ）、  
 科学的介護推進体制加算（Ⅱ）、自立支援促進加算、看取り介護加算（Ⅱ）、  
 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）が  
 必要となります。

介護保険負担限度額認定者のサービス利用料金表（1日当たり）

利用者負担第1段階

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. ご契約者のサービス利用料金	6,270円	7,011円	7,785円	8,537円	9,269円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,643円	6,310円	7,006円	7,683円	8,342円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	627円	701円	779円	854円	927円
4. 居住費	320円	320円	320円	320円	320円
5. 食費	300円	300円	300円	300円	300円
6. 自己負担額合計（3+4+5）	1,247円	1,321円	1,399円	1,474円	1,547円

利用者負担第2段階

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. ご契約者のサービス利用料金	6,270円	7,011円	7,785円	8,537円	9,269円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,643円	6,310円	7,006円	7,683円	8,342円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	627円	701円	779円	854円	927円
4. 居住費	420円	420円	420円	420円	420円
5. 食費	390円	390円	390円	390円	390円
6. 自己負担額合計（3+4+5）	1,437円	1,511円	1,259円	1,664円	1,737円

利用者負担第3段階 ①

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. ご契約者のサービス利用料金	6,270円	7,011円	7,785円	8,537円	9,269円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,643円	6,310円	7,006円	7,683円	8,342円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	627円	701円	779円	854円	927円
4. 居住費	820円	820円	820円	820円	820円
5. 食費	650円	650円	650円	650円	650円
6. 自己負担額合計(3+4+5)	2,097円	2,171円	2,249円	2,324円	2,397円

利用者負担第3段階 ②

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. ご契約者のサービス利用料金	6,270円	7,011円	7,785円	8,537円	9,269円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,643円	6,310円	7,006円	7,683円	8,342円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	627円	701円	779円	854円	927円
4. 居住費	820円	820円	820円	820円	820円
5. 食費	1,360円	1,360円	1,360円	1,360円	1,360円
6. 自己負担額合計(3+4+5)	2,807円	2,881円	2,959円	3,034円	3,107円

※当施設に入所できるのは、伊丹市に在住の、介護保険制度における要介護認定の結果、特例入所対象者と保険者が判断した場合を除き、原則として「要介護3」以上と認定された方が対象となります。また、入所時において「要介護3」以上の認定を受けておられる入所者であって、将来「要介護3」以上の認定者でなくなり且つ特例入所対象者と保険者が判断しなかった場合には、退所していただくことになります。

※ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一度お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が介護給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。



※介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

※一時外泊について（契約書第24条参照）は外泊期間中、1食も食べなかった日数分の食事に係る負担額は利用料金から差し引きます。但し、その間の居住費につきましては、負担額はお支払いいただきます。

※契約者が介護保険料に未納がある場合には、自己負担額については上表と異なることがあります。

※新規入所された場合もしくは30日を超えて入院した後に施設へ戻られた場合には、最初の30日分については、初期加算分として、1日あたり32円をご負担していただくこととなります。また退所前後の指導や退所時の相談援助の場合には、自己負担の加算があります。

## 6-2 介護保険の給付の対象とならないサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

### ① 契約者が使用する居室料

ご契約者が利用する、従来型個室を提供します。

利用料金：居室に係る料金は、サービス利用料金表による。

### ② 契約者の食事・おやつの提供

ご契約者の栄養状態に適した食事を提供します。

利用料金：1日あたり1,750円

（朝食250円 昼食850円（おやつ代含む） 夕食650円）

### ③ 理髪・美容

[理髪サービス]

希望に応じて理容師の出張による理髪サービス（調髪）をご利用いただけます。

### ④ 日常生活費立替等サービス

ご契約者の希望により、小額日常生活費の立替を行い、その管理の万全と合わせて処遇の適正化を図り、利用者等の現金管理に関する安心の提供と自立した生活を支えることを目的とします。詳細は、以下の通りです。

○サービスの範囲

- ・小額日常生活費の立替
- ・日常生活品の買い物代行時の代金・費用の立替
- ・小額医療費の支払い時の立替
- ・その他施設生活上に必要な出費の立替

○管理責任者：施設長

○支払方法：手続きの概要は以下の通りです。

- ・立替等の支払いは、提出を受けた金融機関所定の「預貯金自動振替依頼書」により、月に1回立替分を個人預貯金通帳から支払いを受け精算を行います。
- ・管理責任者はサービス利用の都度、領収書等必要な記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。

○利用料金：1ヶ月当たり 1,000円

⑥ 貴重品管理サービス

ご契約者の希望により、介護保険被保険者証、医療保険被保険者証などを預かり、その管理と合わせて処遇の適正化を図り、利用者等の保険、医療に関する安心の提供と自立した生活を支えることを目的とします。

○サービスの範囲（別紙）

・介護保険の認定更新の代理申請や、医療保険者証の管理

○管理責任者：施設長

○支払方法：手続きの概要は以下の通りです。

・立替等の支払いは、提出を受けた金融機関所定の「預貯金自動振替依頼書」により、月に1回立替分を個人預貯金通帳から支払いを受け精算を行います。

⑦ 個人専用電化製品持ち込みに関する電気代費用

・毎日50円 電気料金を請求する品目

（例）テレビ、電気毛布、電気アンカ等

⑧ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：必要に応じて材料代等の実費をいただきます。

⑨ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑩ 日常生活上必要になる諸費用実費（厚生労働省通知老企54号）

・ご契約者に一律に提供されるものではなく、ご契約者が特に希望され、負担を承認した物に限ります。

・ご契約者の希望によって身の回り品として日常生活に必要なもの

（歯ブラシや口腔衛生品、化粧品、シャンプー、タオル、ティッシュ、衣類など個人用の日用品等）

・ご契約者の希望によって個人的な教養娯楽に関する費用や嗜好品等

・その他日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当なもの

・おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑪ 医療費等の負担

診療費、薬剤費等の実費負担、個別の症状に対する医療物品や衛生材料費、医療行為関連品目に関する費用負担をいただきます。

⑫ 看取り介護等の特別な費用

看取り介護等による死後の処置等に関わる諸費用の実費をいただきます。（死後の処置費用、死亡診断書5,000円、浴衣等その他必要品実費代金）

⑬ ご契約者の移送に係る費用

ご契約者の通院や入院時の移送サービスを行います。（原則、施設サービス実施地域については無料）又上記以外に、私用によるサービス希望の場合、直線距離片道5km～

10km 800円、片道10km以上の場合5kmまで毎に400円加算負担となります。

尚、通院については、当法人の嘱託医師が医療管理上必要と認め、指示した場合に限ります。個人の希望による通院などは私的利用とします。

⑭ 契約書第22条第2項に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金は、ご契約者の要介護度に応じた介護福祉サービス費全額に相当する金額とします。(1日あたり居住費・食費も含む)

ご契約者の	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
要介護度料金	8,802円	9,523円	10,265円	10,997円	11,708円

※ご契約者が、要介護認定で自立または要支援と判定された場合は、「要介護1」の介護福祉サービス費全額に相当する金額とします。また、日数分の食費も係ります。なお、この期間中において、介護保険による給付があった場合には、自己負担額から介護保険給付額を控除することができます。

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までに説明します。

※当施設に入所できるのは、介護保険制度における要介護認定の結果、特例入所対象者と保険者が判断した場合を除き、原則として「要介護3」以上と認定された方がサービスをご利用いただけます。

6-3 キャンセル料

利用者が、重要事項説明書に記載の期日までにサービス利用の中止を申し入れなかった場合、利用者は事業者へキャンセル料を支払うものとします。

時 間	キャンセル料
サービス利用日の前日の18:00まで	無 料
サービス利用日の前日の18:00以降	利用料のご本人負担分100%

6-4 利用料金の支払い方法 (契約書第6条参照)

利用料・費用は、月末締めにて1か月毎に計算し、ご契約者に対して請求書を交付します。ご契約者は、これを翌月末日までに次の方法でお支払いください。

- ① 郵便局での自動振り込み (推奨)
- ② 郵便局以外の金融機関での自動振り込み

## 6-5 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合には、ご契約者の希望により、次の協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。

ただし、当該医療機関での優先的な診療・入院治療を保障するものではありません。また、当該医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。

### ① 協力医療機関

1	名 称	平生診療所
	住 所	兵庫県伊丹市梅ノ木6丁目3番8号
	電 話	072-772-8118
2	名 称	安井内科クリニック
	住 所	伊丹市北本町1丁目154番地
	電 話	072-782-2586
3	名 称	伊丹市立伊丹病院
	住 所	伊丹市昆陽池1丁目100番地
	電 話	072-777-3773

### ② 協力歯科医療機関

名 称	阿部歯科
住 所	兵庫県尼崎市塚口町1-9-17
電 話	06-6421-2051

## 7. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。

（契約書第15条参照）

- ① 要介護認定によりご契約者の身心の状況が自立又は要支援と判定された場合、及び要介護3以上の認定者でなくなり且つ特例入所対象者と保険者が判断しなかった場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下の条項をご参照下さい）
- ⑥ 事業者から退所を申し出た場合（詳細は以下の条項をご参照下さい）

## 7-1 ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

（契約書第16条、第17条参照）

契約の有効期間中であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

但し、次の場合には、即時に契約を解約・解除し、退所することができます。

- ・介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ・ご契約者が入院された場合
- ・事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ・事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ・事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ・他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

## 7-2 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

（契約書第18条参照）

次の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ・ご契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ・ご契約者によるサービス利用料金が2ヶ月以上遅滞し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これを支払われない場合
- ・ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又は職員もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ・ご契約者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院することが見込まれる場合もしくは入院した場合
- ・ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

契約者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第20条参照）

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

（1）入院期間3ヶ月以内に退院の見通しが立たない場合

状況に応じて話し合いの上退所となります。それ以降に回復され退院の見通しが立てば、最優先で再入所を検討させていただきます。医療機関入院中の利用料金に関しましては、原則入院翌日分より居住費が発生するとお考え下さい。空き部屋で短期入

所にて利用させて頂いた場合は、短期入所ご利用者様より、部屋代を徴収いたしませんので、その場合居住費の請求はありません。

(2) 検査入院等、6日以内の短期入院の場合

6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。ただし、入院期間であっても所定の居住費を頂きます。また、1日当たり257円の外泊時費用（介護保険の1割負担の場合）をご負担頂きます。

② 7日以降3ヶ月以内の入院の場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合（長期入院が予想される場合）には、3ヶ月を経過する前に契約を解除していただく場合があります。この場合は、病氣回復により退院が可能となった段階で、再入所等のご相談に応じます。

### 7-3 円滑な退所のための援助（契約書第19条）

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、おかれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います

- ・適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- ・居宅介護支援事業者の紹介
- ・その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

※入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ、市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合に、退所時相談援助加算（400単位）が加算される場合があります。

※入所者の退所に先立って、当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、必要な情報を提供し、かつ、当該事業所と連携して退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合に退所前連携加算（500単位）が加算される場合があります。

## 8. 身元引受人（契約書第23条参照）

契約締結にあたり、身元引受人を1名以上立てていただきます。

身元引受人は、契約者の事業に対する一切の責務につき、契約者と連携してその履行責任を負っていただきます。

※入所契約締結時に身元引受人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

## 9. サービス提供における事業者の義務

(契約書第8条、第9条参照)

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります

- ・ご契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ・ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、契約者から聴取、確認します。
- ・ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ・ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ・ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。  
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ・事業者は、虐待防止に関する責任者の設置、職員に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施、成年後見制度を活用した権利擁護、苦情解決体制の整備、自治体における虐待防止に関する窓口の周知等、虐待防止のための措置を講じるように努めます。
- ・事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に譲渡しません。(守秘義務)  
但し、ご契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、ご契約者の同意を得ます。

## 10. 秘密の保持と個人情報の保護について

### 10-1 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ・事業者は、利用者の個人情報について「個人情報に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。
- ・事業者及び事業者の使用する者(以下「従業員」という。)は、サービス提供する上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由がなく、第三者に漏らしません。
- ・また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ・事業者は、従業員に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する旨を、従業員との雇用契約の内容とします。

## 10-2 個人情報の保護について

- ・事業者は、利用者から予め同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- ・事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものその他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって5年間管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ・事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められて場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合はご契約者の負担となります。）

## 1.1 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に症状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行うなどの必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

## 1.2 事故発生の防止及び発生時の対応

- ・事故が発生した場合には、ご契約者やその家族に対し（内容に応じて行政等に）速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。
- ・事故が発生した場合、またはその危険性がある状態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業者に周知徹底する体制を整備します。
- ・事故の発生の防止の為に会議及び従業者に対する研修を行います。
- ・事故の状況及び事故に際して採った措置を記録します。

## 1.3 損害賠償について（契約書第12条、第13条参照）

### 1.3-1 事業者の責任による損害賠償

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者側に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者のおかれている心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。



### 13-2 事業者の責任によらない損害賠償

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ次の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ・ ご契約者（そのご家族も含む）が、本契約締結に際し、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ・ ご契約者（そのご家族も含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ・ ご契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- ・ ご契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

### 14. 人権の擁護及び虐待の防止について

- ・ 事業者は、利用者等の人権の擁護及び虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
- ・ 人権の擁護及び虐待防止に関する責任者を選定します。  
人権の擁護及び虐待防止に関する責任者      施設長 竹下 千晴  
虐待防止に関する担当者                      内海 美由紀
- ・ 成年後見制度の利用を支援します。
- ・ 苦情解決体制を整備します。
- ・ 従業者に対する人権の擁護及び虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。

### 15. 暴力団等の影響の排除

- ・ 事業者は、暴力団等の支配を受けない運営を行います。

### 16. 運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表

- ・ 事業所は、アンケートや自主点検により自己評価を行い、改善を図るとともに、その内容を公表します。

### 17. 研修による計画的な人材育成

- ・ 事業者は、従業者の資質向上のために研修の機会を確保し、研修の実施計画に従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管する。また、必要に応じて研修の内容を見直しを行うことにより、従業者の計画的育成に努めます。

### 18. サービスの利用に関する留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同の生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

### 18-1 持ち込みの制限

入所に当たり、次のもの以外は原則として持ち込むことができません。

- ・火気等の危険物
  - ・他の利用者の迷惑となるもの
  - ・収納能力を超えるもの
- その他、その都度ご相談に応じます。

### 18-2 面会

・面会時間 9:00～20:00

※来訪者は、必ず面会簿にご記入下さい

※なお、来訪される場合、ご契約者以外の方への差し入れはご遠慮下さい

### 18-3 外出・外泊

・外出、外泊をされる場合は、原則として2日前にお申し出下さい。

葬儀への参加など緊急やむを得ない場合には、この届出は当日になってもかまいません。但し、外泊については、1ヶ月につき連続して7泊、複数の月をまたがる場合には連続して12泊以内とさせていただきます。なお、外泊期間中、1日につき257円（外泊時費用）と居室代金をご負担いただきます。（ご契約者の同意を得て居室を短期入所生活介護等に利用した場合にはこの料金は不要です。）

### 18-4 食事

・食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、食費は徴収いたしません。

### 18-5 施設設備の使用上の注意（契約書第10条参照）

- ・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ・故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合ご本人のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。
- ・当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

### 18-6 喫煙

・施設内及び敷地内は禁煙とします。

## 19. 苦情の受付について

### 19-1 当施設における苦情等の受付

当施設における苦情、ご相談並びに個人情報の保護に関する事項につきましては、次の専用窓口で受け付けます。

苦情受付担当者	特別養護老人ホーム ぐろ～りあ ホーム長 野村 法男 受付日 土・日曜日、祝祭日、12/31～1/2を除く毎日 電話 072-777-0573 (9時～18時受付) FAX 072-777-7040 (24時間受付) Eメール gloria.ch@helkyo.or.jp (24時間受付)
苦情解決責任者	社会福祉法人ヘルプ協会 施設長 竹下 千晴 受付日 土・日曜日、祝祭日、12/31～1/2を除く毎日 電話 072-777-0765 (9時～18時受付) FAX 072-777-0704 (24時間受付) Eメール mail@helkyo.or.jp (24時間受付)
第三者委員	田淵 謙二  喜多 伸介

※苦情等（個人情報の保護に関する事項を含みます）の受付窓口は受付担当者です。また苦情解決責任者は、苦情等（個人情報の保護に関する事項を含みます）の申し出をされた方と話し合いによって円滑な解決に努めます。

### 19-2 行政機関その他苦情受付機関

兵庫県 国民健康保険団体連合会	神戸市中央区三宮町1-9-1-1801 電話 078-332-5617 FAX 078-332-5650 月曜日～金曜日 9時～17時15分
伊丹市介護保険課	伊丹市千僧1丁目1番地 電話 072-784-8037 FAX 072-784-8006

## 20. 衛生管理等について

- (1) 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - ① 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
  - ② 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
  - ③ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的を実施します。
  - ④ ①から③までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

## 21. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 2 2. 身体拘束について

事業者は、原則として入所者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、入所者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、入所者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (2) 一時性……入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

## 2 3. 地域との連携について

- (1) 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を図ります。
- (2) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、概ね2月に1回以上運営推進会議を開催します。
- (3) 運営推進会議に対し、サービス内容及び活動状況を報告し、運営推進会議による評価をうけるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

## 24. 利用者側の禁止事項

利用者及びその家族に、ハラスメント行為（以下の事由）があったときは事業者は本契約を解除することができる。（別紙）

1. つねる、叩く、殴るなど、身体に向けられた暴力行為
2. 怒鳴る、脅す、威圧するなどにより、精神的圧迫を与える行為
3. 身体を触る、触れられるその他サービス従事者に向けて卑猥な言動をとるセクハラ行為
4. 誹謗中傷その他、業務と無関係にサービス従事者の人格を攻撃する行為
5. 計画のないサービスあるいはサービス外の労働を強要する行為
6. 事業所内の内規違反となる業務中の飲食、金銭の受託等を強要する行為
7. その他、サービス従事者が平穩に業務を行うことを困難にさせている行為。

## 25. 身体的拘束等の禁止及び適正化について

事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（「身体的拘束等」という）を行わない。

2. 身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

3. 事業所は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3ヶ月に1度以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の職員に周知徹底を図ります。

4. 身体的拘束等の適正化のための指針を整備しています。

5. 介護職員その他の職員に対して、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施しています。

身体的拘束を防止する担当者：内海 美由紀

重要事項説明書に記載した内容に変更が生じることが予想される場合には、その内容について、書類等を交付して口頭で説明、もしくは郵便で通知する等、事前に契約者もしくは家族に説明いたします。